

＝ 家族経営協定について ＝

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

幕別町では現在、後継者の就農や新規就農などをきっかけに経営の目標や役割分担などを話し合い、(先進的な)協定を締結した家族は令和4年12月末現在で59戸となっています。

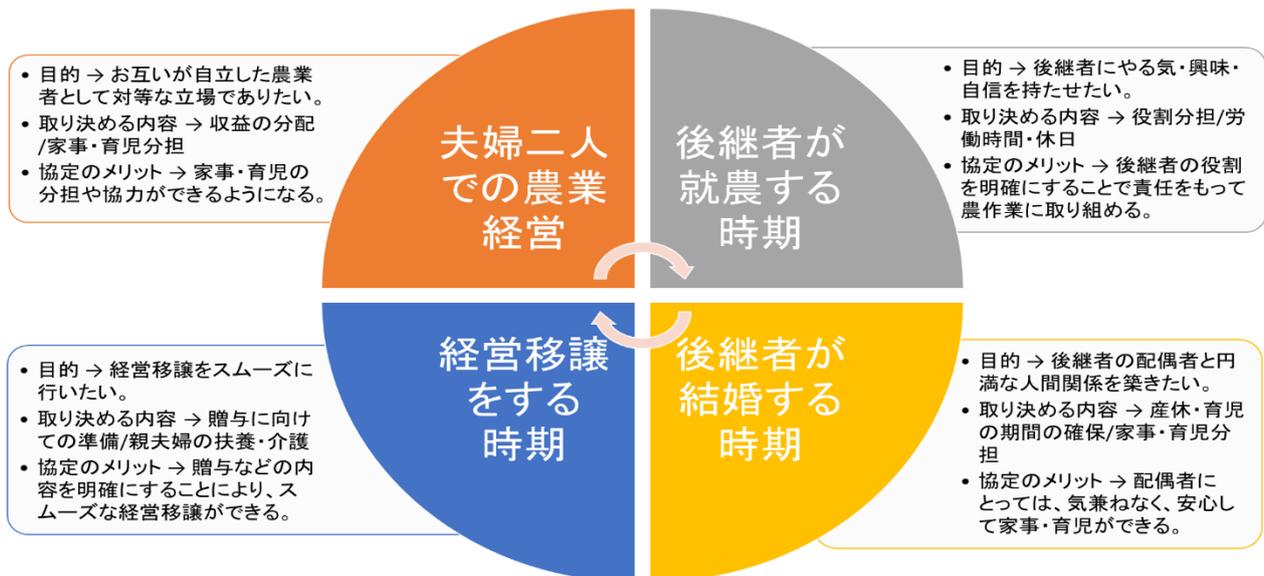
◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

ステップ1 お互いの負担や悩みを伝えましょう

- ・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

ステップ2 内容を考えましょう

- ・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

ステップ3 協定を結びましょう

- ・取り決めた確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ4 定期的に見直しましょう

- ・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）
Tel 0155-54-6605 / Fax 0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

幕別町農業振興公社からのお知らせ

人・農地プランの法定化(地域計画)について

本町の「人・農地プラン」は、平成24年6月に作成し、令和3年2月に全体見直しを行いました。昨年の農業経営基盤強化促進法の改正により、10年後の農用地等の利用者を示した地図（目標地図）の作成とともに、名称を「地域計画」と変更のうえ策定することが法定化され、また、期限については、法施行日（令和5年4月1日予定）から2年以内と定められました。

この新しい地域計画は、農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にする「未来の設計図」となるものです。

町では、このようなことを踏まえ、今年6月を目途に、地域計画の根幹をなす重要な調査として、農業を担う方々を対象に「農業者の意向調査」を実施いたしますので、ご案内の際にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

農地中間管理事業の借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者等（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

なお、借受けを希望される場合は、事前に申し出が必要となります。

- 「借受希望申出書」の提出は、随時受け付けています。
- 「借受希望申出書」を提出していない場合や借受け希望の有効期限が切れている場合は、貸付地が出されたとしても、借受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- 借受け希望の有効期限は、申し出から5年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをします。
- 申し出の内容については、農地中間管理機構（北海道農業公社）ホームページ等で公表しますので、予め公表に同意していただくことが必要となります。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

◆公益財団法人 幕別町農業振興公社 Tel 0155-57-2711 / Fax 0155-57-2716